

# ジェトロ知的財産課の取組み

2025年7月14日

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北海道貿易情報センター

TEL:011-261-7434

Email:SAP@jetro.go.jp.

## ジェトロの知的財産関連サービス

<https://www.jetro.go.jp/themetop/ip>

**個社支援事業**

**外国政府や  
EC事業者への  
アプローチ**

**調査・情報発信**

**相談対応**

# ジェトロの知的財産関連サービス

## I. 中小企業等海外侵害対策支援事業

1. 模倣品対策支援
2. 冒認商標無効・取消係争支援
3. 防衛型侵害対策支援

## II. 営業秘密流出防止支援事業

## III. 国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）

## IV. 海外拠点の活動

## V. 模倣品・海賊版被害相談窓口

個社支援事業

外国政府やEC事業者への  
アプローチ

調査・情報発信

相談対応

# I .中小企業等海外侵害対策 支援事業

# I | 中小企業等海外侵害対策支援事業

中小企業対象

自社製品のニセモノと思われる製品が出回っている。  
製造元を調査したい、差し止め等の策を講じたい。

無関係の第三者に自社  
保有の商標を出願/登録  
されてしまった！

外国企業から、  
「自社の権利を侵害している」  
と警告書が来た/訴えられた！

こんな支援メニューをご検討いただけます。

模倣品対策支援

冒認商標無効・  
取消係争支援

防衛型侵害対策  
支援

## 模倣品対策支援

・400万円を上限とし、対象経費の2 / 3を助成します！

※対象経費＝海外侵害調査、警告状の作成などの費用

## 冒認商標無効・取消係争支援

・500万円を上限とし、対象経費の2 / 3を助成します！

※対象経費＝異議申立、無効審判請求、取消審判請求など、  
冒認商標を取り消すためにかかる費用

## 防衛型侵害対策支援

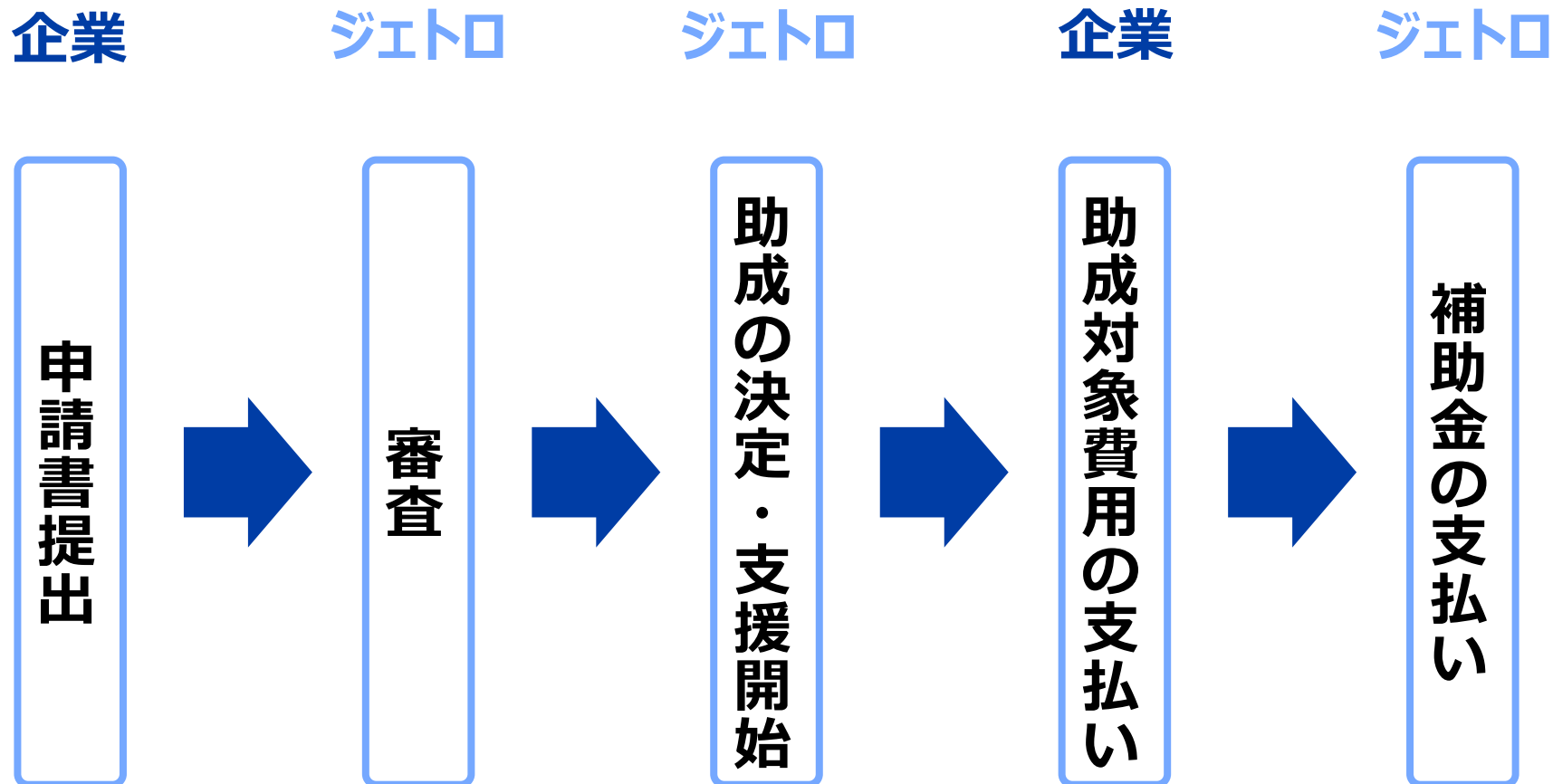
・500万円を上限とし、対象経費の2 / 3を助成します！

※対象経費＝警告、訴訟などへの対抗措置にかかる費用

# I | 中小企業等海外侵害対策支援事業

中小企業対象

## 大まかな流れ



# I | 中小企業等海外侵害対策支援事業

## 事業活用例1 - 模倣品対策支援

### 申請動機

中国、その他東南アジア諸国を販売先としているが、特に中国での需要増加に伴い模倣品も増加。偽物・混ぜ物を用いたユーザーから自社製品の質の低下を指摘されるという被害を受けた。

### 希望する支援内容

模倣品の摘発および模倣品を掲載するウェブサイトの削除申請。

現地での登録商標を基に権利行使し、偽物や混ぜ物の製造業者の摘発を行い、現在のブランド力を維持しつつ安全に拡販を図りたい。

### 支援結果

調査段階で販売用に大量の模倣品在庫があったことが判明し、サンプルを購入のうえ、行政に摘発を申請。ジェトロからの金額面での支援があり、4か所の工場で総額1400万円近い大量の摘発が行われた。



# I | 中小企業等海外侵害対策支援事業

## 事業活用例2 - 冒認商標無効・取消係争支援

### 申請時の状況

中国への販売を考えており、中国でも商標権を取得すべく、先行商標登録調査を国内代理人に依頼したところ、中国で自社以外の者により商標登録されていることが判明。

今後中国で自社製品を販売した場合、商標権侵害として警告されるおそれがある。

### 企業の対応

代理人に対応を相談の上、冒認商標の使用状況等を調査し、3年間不使用取消審判を請求した。

### 支援結果

2023年5月23日、冒認商標を登録していた現地企業に対して3年間不使用による商標権取消請求の決定が通知された。

## Ⅱ. 営業秘密漏えい対策支援事業

# 営業秘密とは

営業秘密とは、企業活動において、日々発生する様々な営業情報や技術情報のうち、不正競争防止法の保護対象となる情報を指します。

### 営業上の情報

- ・ 顧客名簿
  - ・ 取引先情報、取引条件・取引価格にかかわる情報
  - ・ 原料原価についての情報
  - ・ 財務情報
- など

### 技術上の情報

- ・ 製品図面、金型設計図
  - ・ 原材料の仕入れ情報原材料の詳細な配合比率
  - ・ 製造機械の製造元・型番、調整方法に関する情報
  - ・ 品質管理に関する情報
- など

不正競争防止法による保護を受けるためには、「営業秘密の3要件(有用性、非公知性、秘密管理性)」を満たしている必要があります。

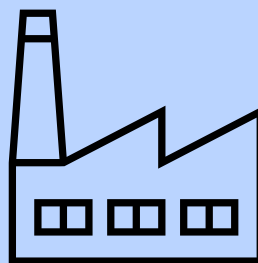
# 海外事業展開と秘密漏えいリスク

製造拠点を海外に移転することにより、取引先企業を介した秘密漏洩リスクが顕在化します。



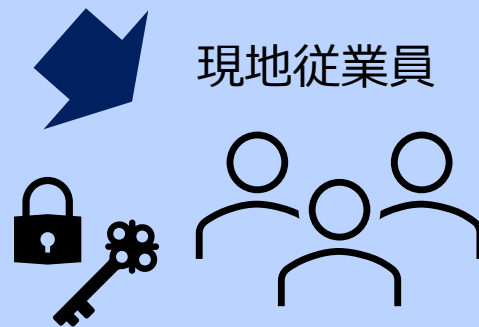
秘密漏洩リスク

外国企業



秘密開示

現地従業員



## Ⅱ | 営業秘密漏えい対策支援事業

そこで、ジェトロでは、

中国本土、タイ、ベトナム、インドネシアのいずれかに  
拠点を有する日本企業（進出予定も可）

または

日本企業の出資を受けている  
中国本土、タイ、ベトナム、インドネシアの現地法人

を対象に

### 営業秘密漏えい対策支援事業 を実施

- ・海外拠点の営業秘密管理体制を強化したい。
- ・海外拠点の設立を検討しており、営業秘密管理体制を整えたい。

というご要望をお持ちの方は、ぜひご検討ください。

## Ⅱ | 営業秘密漏えい対策支援事業

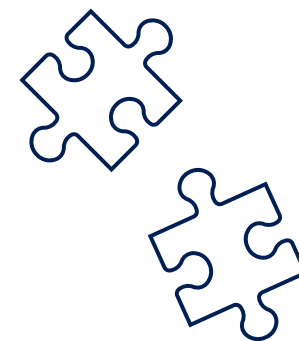
### 支援内容

#### 専門家によるハンズオン個社支援！

- ・ 専門家からコンサルテーション、研修を受けられる！
- ・ 1社あたり1カ国・地域につき23時間まで利用可能！

#### メニューの例

ご要望に合わせて  
カスタマイズできる！



現在の管理体制  
のアセスメント

社内文書案  
の作成

管理職向けコン  
サルテーション

従業員向け社内  
研修

工場やオフィスの  
管理体制の  
チェック

フォローアップ  
面談

## Ⅱ | 営業秘密漏えい対策支援事業

### 事業活用例 1

#### 中国に営業拠点を持つ企業Aの「お悩み」

- ・ 営業秘密管理についての必要性は感じているが、何から取り組んでよいかわからない。
- ・ すぐに導入可能な、実践的な営業秘密保護に関する提案を受けたい。

このようにカスタマイズいただけます！

現在の管理体制のアセスメント

2時間

雇用契約社内文書案の作成

6時間

管理職向けコンサルテーション・研修

6時間

従業員向け社内研修

6時間

工場の管理体制のチェックおよび改善案の作成

2時間



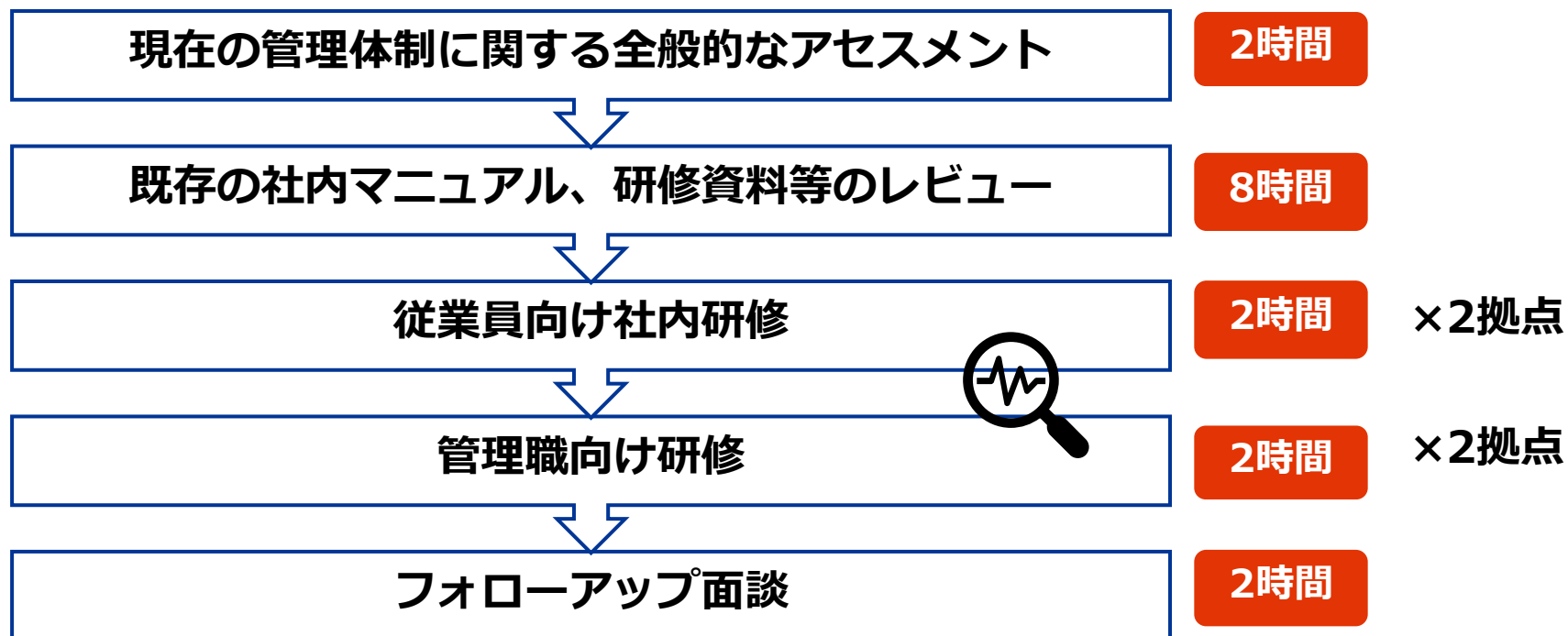
## Ⅱ | 営業秘密漏えい対策支援事業

### 事業活用例2

#### ベトナム、タイに工場を持つ企業Bの「お悩み」

- ・ 営業秘密保護に関する体制は一通り整備しているが、抜け・漏れがないか不安。
- ・ ワーカーを含む、会社全体の営業秘密管理意識の底上げを図りたい。

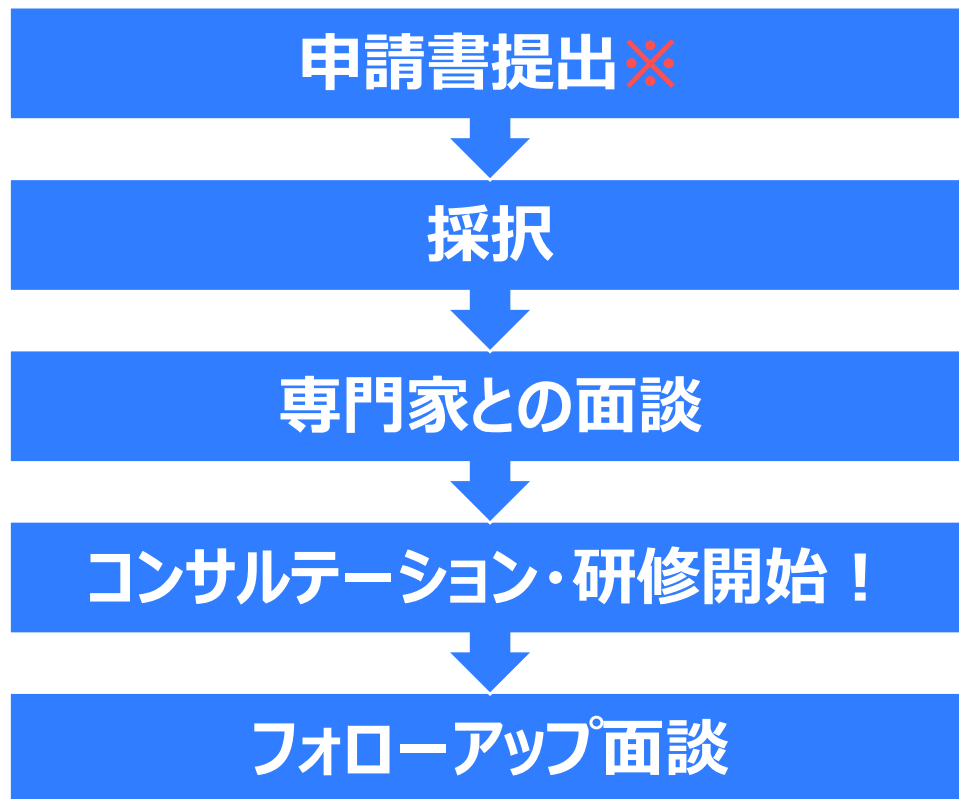
このようにカスタマイズいただけます！





## Ⅱ | 営業秘密漏えい対策支援事業

### 支援の大まかな流れ



「保有情報リスト」と  
「情報管理体制セルフチェック  
シート」を提出いただき。  
それをもとに専門家とじっくり  
相談できる！



※ 対象国：中国本土、タイ、ベトナム、インドネシア

外国政府やEC事業者への  
アプローチ

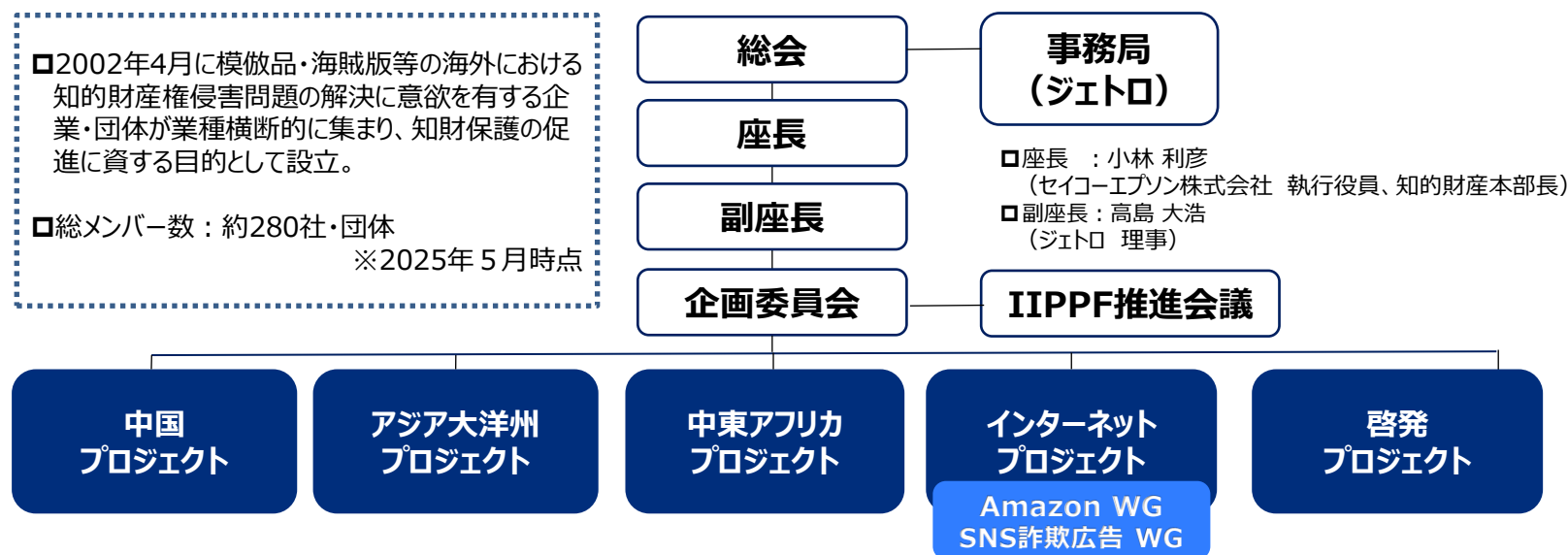
調査・情報発信

## Ⅲ. 国際知的財産保護フォーラム (IIPPF)



## IIPPFとは

海外の模倣品対策に取り組む官民合同のフォーラムで、ジェトロ知的財産課が事務局を務める。



### 各プロジェクトチーム、ワーキンググループを活動母体に事業を展開

ミッションの派遣、真贋判定セミナー、政府関係者・有識者による情報共有、セミナー・意見交換会、調査報告書・マニュアルの作成、等

※欧米・中南米等他地域は、ニーズやシーズに基づきスポットでセミナーや対話の機会を創出

# Ⅲ | 国際知的財産保護フォーラム (IIPPF)

## 中国プロジェクト

○対象国・地域の模倣品対策の実務等に関して、メンバー間で事例紹介やグループディスカッションを行う

○対象国・地域の政府関係者、有識者等を招へいし、各国・地域の状況について理解を促進する情報提供セミナー及びメンバーとの意見交換会を開催。

○対象国・地域政府機関に対し、真贋判定セミナー等協力支援プログラムを実施しています。

必要に応じ、真贋判定セミナー参加メンバーと現地法律事務所や政府機関への訪問を通じた意見交換を実施。

## アジア大洋州プロジェクト

## 中東アフリカプロジェクト



## インターネットプロジェクト

○インターネット上の知的財産権侵害に関して、調査・研究等を行います。

○国内外のインターネット・サービス・プロバイダー (ISP) 等との間で、双方向な意見交換や情報交換を通じ、連携強化に努めています。

○実態把握のため、世界各国・地域のインターネット上での知的財産権侵害対策等を調査します。

○メンバーニーズを踏まえ、関連セミナーを開催します。

## 啓発プロジェクト

○急増するオンライン上の模倣品の拡散スピードを鑑み、消費者に直接アプローチし、「偽物を買わせない」ための啓発活動を行います。

○各社による事例共有・啓発動画の作成などの事業を検討・実施しております。

IIPPF啓発WG、東南アジア地域の一般消費者向け啓発動画のベトナム語版を公開



知的財産権保護を啓発するためのアクションロゴ

## Ⅲ | 国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）

### ジェトロのウェブサイトにてIIPPFメンバー募集中！

他の企業や政府機関と連携して海外の模倣品対策を行いたい方、意見交換で模倣品対策の情報収集をしたい方など、随時応募をお待ちしております！

企業の規模や業種は問いません！

### 国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）



[▶ English page](#)



国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）は模倣品・海賊版などの海外における知的財産権侵害問題の解決をめざす企業・団体の集まりです。  
現在、ミッション派遣、情報交換などプロジェクトチームによる活動を行っており、内外の関係機関と連携した取り組みを展開しています。

ご興味のある方は以下の宛先までご連絡ください。

**E-mail: [IIPPF@jetro.go.jp](mailto:IIPPF@jetro.go.jp)**

**Tel: 03-3582-5396**

## Ⅲ | 外部講演・セミナー・関係機関との意見交換

### 中国（香港を含む）



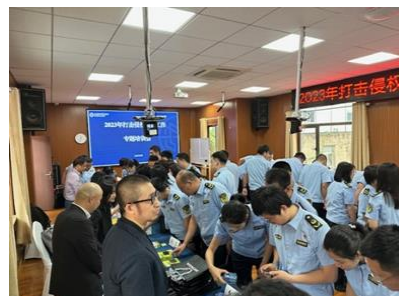
2023年9月  
**アリババとの意見交換会**  
企業(日中)・関係機関：  
105名  
IIPPFメンバー、中国IPGによる中国アリババ傘下の淘天集团との意見交換会を実施。申し立てに関する具体的な要望や提案などが寄せられ、活発な意見交流が行われた。



2023年11月  
**香港真贋判定セミナー**  
※オンライン・リアル併催  
対象：香港税関  
参加者数：約30名  
参加日本企業数：5社

2022年12月  
**情報共有セミナー**  
「中国商標法、商標審査審査審理指南改正」に関するセミナー

2023年6月  
**常熟市市場监督管理局との意見交換会及び真贋判定セミナー**



2023年11月  
**湖北省市場监督管理局判定セミナー**  
対象：湖北省市場监督管理局  
参加者数：約108名  
参加日本企業数：12社

### ECサイト



2023年10月  
**TikTok Shopにおける模倣品対策およびビジネス展開セミナー**  
※ハイブリッド開催  
参加者数：約201名  
今後拡大していくと思われるTikTok Shopのビジネスモデルと侵害対策について、IIPPFメンバーや特許庁職員によるセミナーを開催した。



2024年2月  
**模倣品対策セミナー・意見交換会（山形）**  
参加企業数：7社



# Ⅲ | 外部講演・セミナー・関係機関との意見交換

## ASEAN

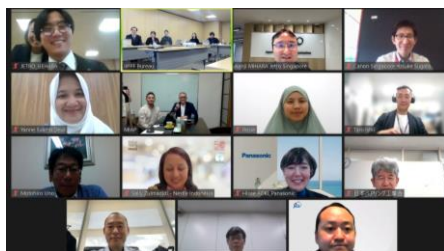


### 2023年2月 タイ真贋判定セミナー 〈バンコク〉

対象：知的財産局、関税局、  
検察局、法務省特別捜査局、  
経済警察Ⅲ  
参加者数：各機関約100名  
参加日本企業数：3社、日  
本関税協会

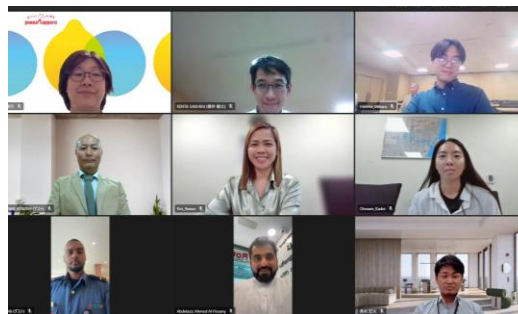


2023年6月  
ベトナム税関招聘  
参加ベトナム税関職員：10名  
参加日本企業数：10社  
日本企業のベトナムにおける対  
応事例紹介を行い、意見交換  
を行った。



2023年11月  
インドネシア模倣品対策協会  
(MIAP)との意見交換  
※ハイブリッド開催  
参加日本企業数：12社  
MIAP側参加者：4名

## 中東・アフリカ



### 2023年7月 ヨルダン税関向け真贋判定セミ ナー

2023年10月  
サウジアラビア税関向け真贋判  
定セミナー



2023年11月  
サウジアラビア知的財産総局  
(SAIP) 職員招聘  
SAIP・ジェトロ共催セミナー、東  
京税関や国内企業等を訪ねて  
模倣品取締等に関する意見交  
換、IIPPF中東アフリカPJメン  
バーとの意見交換を実施した。



2023年11月  
エジプト警察との意見交換会  
エジプト税関による水際措置強  
化のため、市場での摘発を視野  
に警察職員と実務的な手続き  
等について意見交換を行った。

## IV. 海外拠点の活動



## IV | ジェトロのグローバルネットワーク

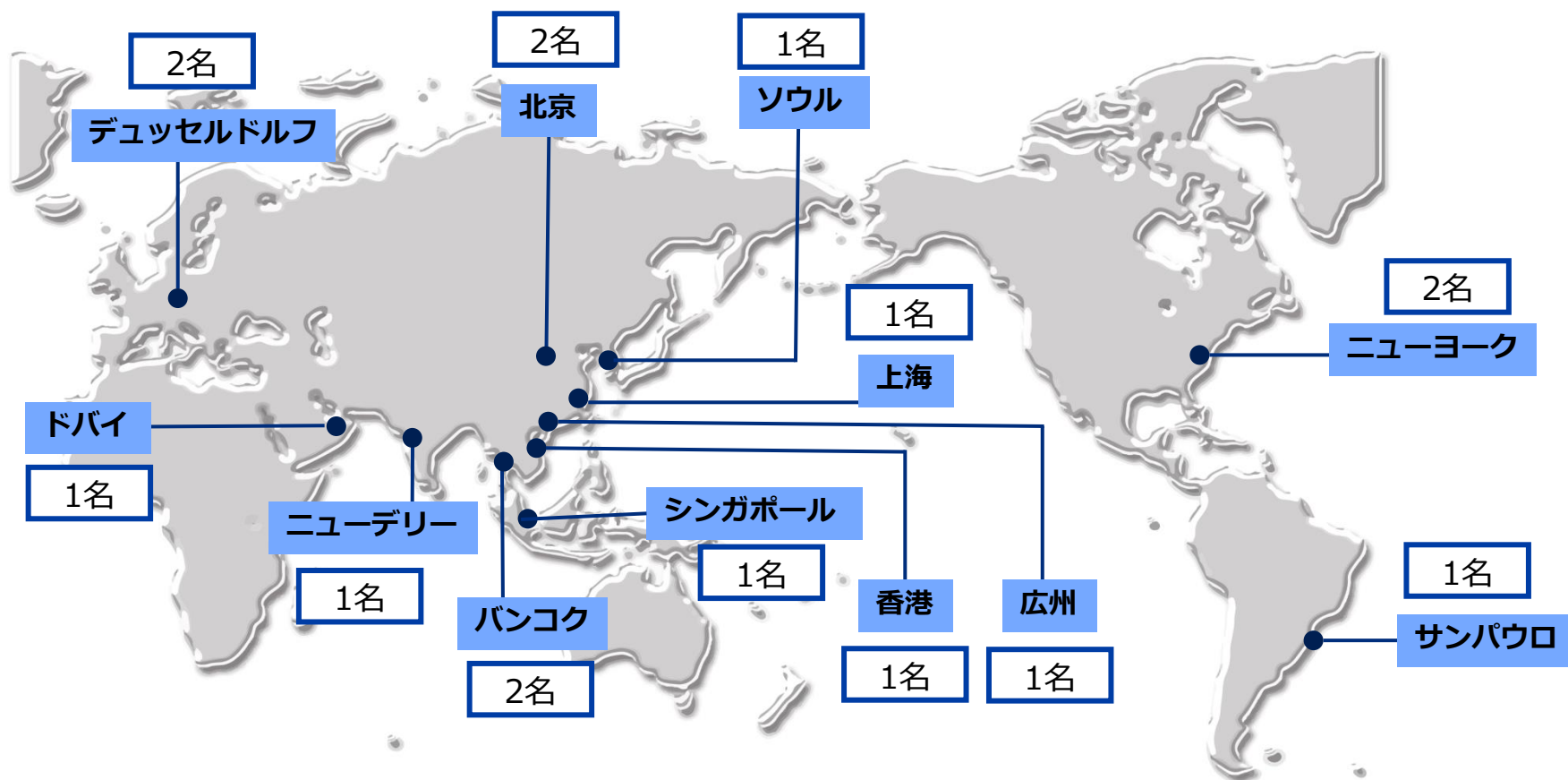


**世界56カ国に76の海外事務所、国内は全都道府県に拠点  
(本部・貿易情報センター・アジア経済研究所・JFOODO)**



## IV | 海外拠点の活動

海外12カ所に16名の専門職員（特許庁出向者、専任職員）を配置し、知的財産権侵害状況、制度・運用実態、各国企業等の対応を調査・情報発信を行っています。



## IV | 海外拠点の活動

### メールマガジン

海外12カ所の事務所に駐在の専門家が、知財関係機関のプレスリリース等から関心のあるトピックスをまとめ、メールマガジンとして配信しています。購読は無料です。※配信頻度は事務所によって異なります。

- ・ US IP study Group    ・ 欧州知的財産ニュース    ・ 韓国知的財産ニュース
- ・ CHINA IP Newsletter（中国知的財産権情報）    ・ 南アジア知的財産ニュース
- ・ 中東知的財産ニュースレター    ・ アフリカ知的財産ニュースレター

### 国別模倣対策マニュアル、判例・事例集

ジェトロウェブサイト上にて、模倣品被害の多いとされる国・地域における法制度および判例・事例を紹介しています。

### 海外における日系企業情報交換グループ（IPG）

対象国・地域に興味のある日系企業と協力し、セミナーやワーキンググループの開催、政府機関との意見交換などを実施しております。

対象国・地域：米国・中南米・欧州・中国・韓国・東南アジア・インド・中東

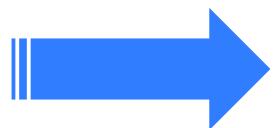
※ご興味のある方はジェトロホームページより、海外事務所までご連絡ください。

# V.模倣品・海賊版被害相談窓口

## V | 専門家による相談窓口

1. 外国出願についてのノウハウ
2. 海外ビジネスで知的財産権侵害リスクの回避方法
3. 海外市場での模倣品・海賊版問題の解決策

これらについて「今すぐ知りたい」というお客様へ



**「お気軽に」専門家に質問できる相談窓口**

### ご相談窓口

Tel : 03-3582-5198 E-mail : CHIZAI@jetro.go.jp

※直接ご来訪いただく際は、あらかじめ電話でご予約ください。

### 相談時間・面談時間（予約制）

平日9時～12時/13時～17時（祝祭日、年末年始を除く）

## V | 専門家による相談窓口

**実際の相談事例 1**：これから海外の展示会へ出展するのですが、その際の知的財産の面での留意点を教えてください。

A：模倣等の被害が出た場合、当該国で知的財産権を取得していなければ原則として保護されませんので、予め特許権や商標権などの権利を確保（少なくとも出願）することが重要です。また、出願・権利取得してもすべてが安全というわけではなく、外観のパクリ等の形態模倣、また商品の成分等の模倣などを侵害してくるケースはありますので、出願後や権利取得後もウォッチすることが必要です。

さらに、多くの国では原則として先に出願した者に権利が付与されます（先願主義）。外国で先に権利を取得した者から権利侵害で訴えられると、損害賠償や事業撤退を余儀なくされる場合もあります。そのため、予め自社の商品・サービスや技術と同一あるいは類似するもので権利が登録されていないか先行調査を行い、早急に出願を行うことが重要となります。

ビジネスに競合者は必ず存在しますし、海外でのビジネスパートナーとの権利関係もありますので、自社商品・サービスや技術等の権利確保、他者との権利関係の確認、権利侵害への対策を講じることなどが必要です。

**実際の相談事例 2** : 日本で意匠権を保有しており、今後の海外輸出に際して同一の意匠権で保護したいのですが留意点はありますか。

A : 日本の意匠権は海外には及びませんので、各国で意匠権を取得する必要があります。日本で出願した意匠権を基に海外出願する場合、各国に個別に出願する方法のほか、意匠に関する条約の加盟国には出願日から6か月以内であれば優先権主張を伴う意匠出願をすることができ、日本での出願日と同日に出願したこととなります（相談事例4参照）。

この期間を過ぎてしまうと、同一もしくは類似する意匠では海外出願しても権利を取得できません。

一方、権利取得済みの意匠を基に改良を加えることにより新規の意匠として出願することは可能ですので、優先権主張期間を過ぎた場合は、こちらの方法をとることもご検討ください。

ご不明な点がある場合は、各都道府県にあるJETROの事務所や工業所有権情報・研修館（INPIT）などに随時お問い合わせください。

**実際の相談事例 3** : 自社商品を中国にあるECサイトで販売していますが、このサイトで模倣品を発見しました。どう対応すればよいでしょうか。

A : 最初に、ECサイトで確実に貴社商品の模倣品が販売されていることを確認する必要があります。模倣品の販売が判明した場合、ECサイトに削除申立を行います。当該ECサイトでの権利侵害に関する申し立ては、IPプラットフォームを通じて行います。申請が認められた場合、リンク削除、オンラインショップの閉店等のような対応が実施されます。

インターネット上で模倣品が販売されていることが判明すると、場合により、ECサイトに対する削除申立てをするだけでなく、その販売者や製造者に対して法的措置を取ることも検討する必要があります。具体的には、中国には日本とは異なり、行政機関が取締りを行う「行政摘発」という制度があります。

海外で対策を行う際は、その国の専門家にアドバイスを求めることも必要です。ジェトロでは中国を含め海外の法律事務所、特許・商標事務所、調査会社のリストを作っておりますので、これら事務所への依頼をお考えの場合は参考にしてください。



**実際の相談事例 4** : 外国で知的財産権の出願をする際、各国に個別に出すのは大変ですが、外国にも簡便に出願する方法はありますか。

A : 外国への出願手続きを簡便にするための条約があります。  
特許の場合は特許協力条約（PCT）、意匠ではハーグ協定、商標ではマドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）を用いて条約に加盟している複数の国に同時に出願することができます。

これらの条約を活用すると、各国に個別に出願するよりも手続きが容易になります。また、最初の国に出願した日から起算して特許は12ヶ月、意匠および商標は6ヶ月以内に出願すれば、最初の出願国と同日に出願したものとみなされます（優先権主張）。多くの国では「先願主義」が採用されていますので、その意味でも、外国でのビジネスを行う際にはこれら条約を活用することも有効な方法となり得ます。

ご不明な点がある場合は、各都道府県にあるジェトロの事務所や工業所有権情報・研修館（INPIT）などに随时お問い合わせください。

**実際の相談事例 5** : 海外でビジネスを行うために知的財産権の活用や侵害対策をしたいと思いますが、それに対する支援制度はありますか。

A : ジェトロでは、中小企業が海外で知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）を侵害された場合や係争に巻き込まれた場合の対策、営業秘密の漏えい対策に関する支援事業を実施しています。

また、これから海外で知的財産権の出願をしようとする方向けの補助金事業もあります。こちらは、2025年度は（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）が実施しています。

URL : <https://www.inpit.go.jp/shien/gaikoku/index.html>

# ご清聴ありがとうございました

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北海道貿易情報センター



011-261-7434



SAP@jetro.go.jp



〒060-0001

札幌市中央区北1条西2丁目  
北海道経済センター9階

## ■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。